

# 在宅療養を支える

～在宅医療の現場より～

令和7年7月10日 湖東地域チームケア研究会  
彦根医師会 横野 智信

「在宅療養」とは、  
医療や介護が必要になっても、ご自身の  
住み慣れたまちや自宅で、医療と介護の  
専門職による支援を受けながら療養し、  
自分らしい生活を送ることです

具体的には、医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、管理栄養士、理学療養士、介護支援専門員（ケアマネージャー）、訪問介護員（ホームヘルパー）などさまざまな医療や介護の専門職が連携して定期的に患者さんのご自宅などを訪問し、チームとして患者さんの治療や介護を24時間対応で行っていく活動です

# 在宅療養支援とACP

在宅療養では、自身の住み慣れた環境で心穏やかに療養することができるというのが一番のメリットです。

自宅で家族と一緒に、普段の生活に近い形で暮らしながら療養することで、QOL（クオリティオブライフ：生活の質）が向上、気持ちも安定して、療養や治療にも前向きな気持ちで過ごすことができるのではないのでしょうか。

**在宅療養が推進される理由は「国民の希望」「国民医療費」  
大きくこれら2つがあげられます。**

これからの日本において年々高齢化が進んでいくのに伴い、老後や晩年をどのように過ごすかということは特に中高年層の大きな関心を集め、歳をとって体が思うように動かなくなったり病気になって治療が必要でも、最期は住み慣れた家で自分らしく暮らしたい、望む方が増えています。

現実的な側面を云えば社会課題である医療費の問題もありますが、大きくはこのような国民の希望に則した仕組みづくりを進めたいということが、在宅療養が推進され始めた一番の理由です。  
そのためには家庭や家族、医療機関だけではなく、その他関係機関や自治体が連携を取りながら継続的な医療・介護サービスを提供していくことが必要です。

## 在宅支援診療所

在宅療養支援診療所は、在宅療養をされる患者さんのために、定期的な訪問診療と365日対応可能な往診、訪問看護や入院ベットの確保、介護連携、看取りなどの体制を整備した診療所のことです。地方厚生(支)局長に届出て認可される病院・医院の施設基準のひとつです。

## 在宅支援診療所施設基準

- 1, 患者さんを直接担当する医師または看護師が、患者さんおよびそのご家族様と24時間連絡を取れる体制を維持すること。
- 2, 患者さんの求めに応じて24時間往診の可能な体制を維持すること。
- 3, 担当医師の指示のもと、24時間訪問看護のできる看護師あるいは訪問看護ステーションと連携する体制を維持すること。
- 4, 緊急時においては連携する保険医療機関において検査・入院時のベッドを確保し、その際に円滑な情報提供がなされること。
- 5, 在宅療養について適切な診療記録管理がなされていること。
- 6, 地域の介護・福祉サービス事業所と連携していること。
- 7, 年に一回、在宅でお看取(みとり)した方の人数を地方厚生(支)局長に報告すること。
- 8, 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた『適切な意思決定支援に係る指針』を作成していること。

## ～伸び悩む在宅医療～

在宅医療の担い手の中心は60代、70代である。世間一般で言うならばリタイア組という世代が24時間365日という労働基準法とは無縁である在宅医療を担っている。都市部では若い世代の医師が何人か集まり交代制で24時間対応する在宅専門クリニックが増えているが、全国的にみれば一部である。多くの若い開業医には24時間365日対応が大きなネックになっている。

訪問診療にはメリットもあればデメリットもあります。

訪問診療には、自宅で継続的な診療を受けられるという大きなメリットがある一方で、緊急時の対応が不十分になったり、家族の負担が増えるなどの決して無視できないデメリットがあります。

全ての医療に共通することでもありますが、何かを選ぶときには良い面と悪い面の両方をしっかり考慮して選択をすることが重要になります。

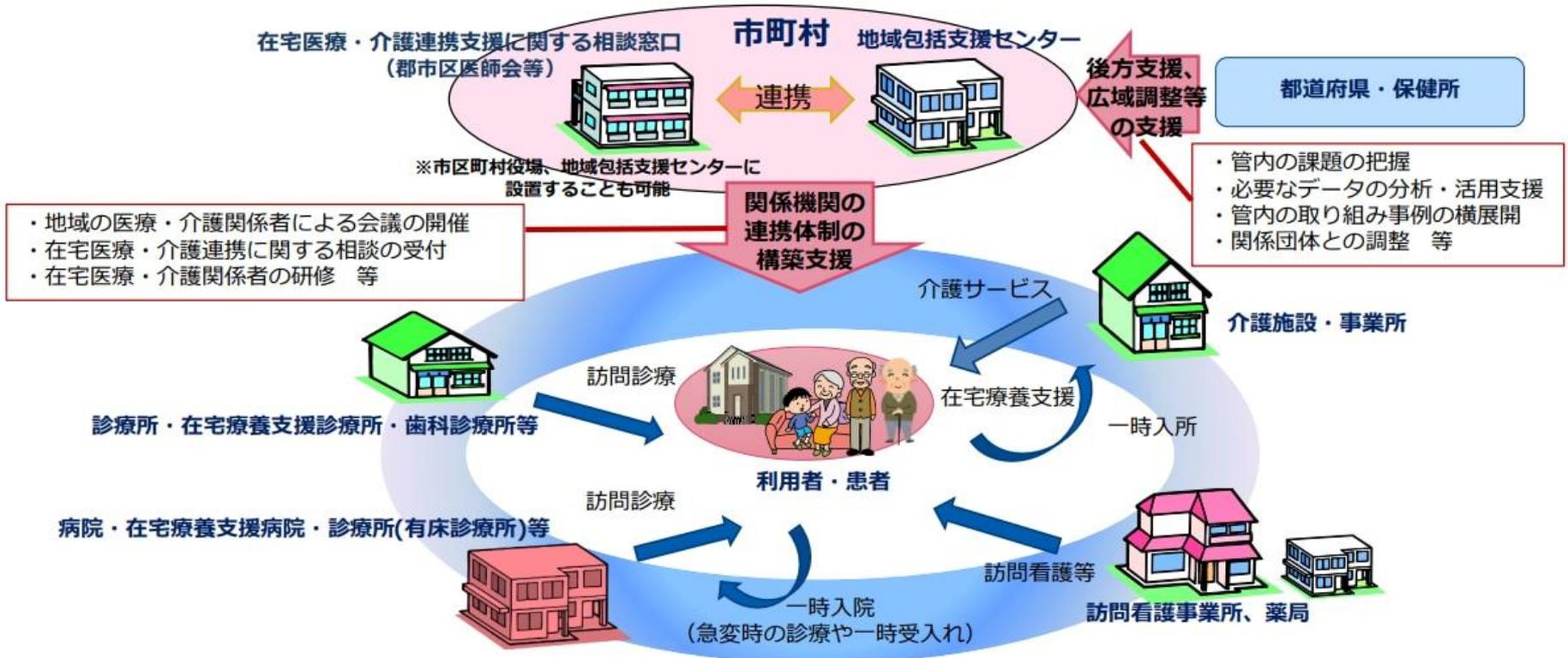
訪問診療を利用するメリットは

- 住み慣れた自宅で治療を受けられる
- 通院の負担を軽減できる
- 24時間365日対応してもらえる場合もある
- ワンストップで医師に相談できる

訪問診療を利用するデメリットは

- 家族に負担がかかる
- サポート体制を負担に感じる場合がある
- 最先端の医療は受けられない場合がある
- 緊急時の対応が不十分のことがある

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で最期まで過ごすために、医療・介護・予防・住まい・生活支援を包括的に確保するための体制です。



画像引用元：厚生労働省『在宅医療・介護連携推進事業の取組について』

訪問診療は、自力で通院できない患者さんを助け、医療や生活の質を向上させるサービスとして注目されています。国や地方自治体でも地域医療と在宅医療の重要性を認識し、さらに連携体制を整えるとしています。

病院のように医療従事者が身近にいる環境ではありませんが、住み慣れた自宅や施設で医療サービスが受けられる方法のため、今後さらに需要が増えていくと考えられています。